

「新たに生まれた子等」の数の申告書

標記について、証明書類を添えて以下のとおり申告します。

氏名【本人署名欄（自署）】	
学籍番号	
「新たに生まれた子等」の数	_____ 人

「新たに生まれた子等」とは

以下の(ア)～(ウ)のいずれかのケースに当てはまる人のことです。ケースに応じた証明書類を提出してください。

ケース	証明書類（コピー可）
(ア)生計維持者の実子 ※【対象期間】に生まれた方に限ります。	出生証明書、母子手帳、戸籍抄本 等、子の出生日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(イ)生計維持者に委託された里子 ※【対象期間】に委託された方に限ります。	里親委託証明書等、委託開始日及び生計維持者の氏名が記載されたもの
(ウ)生計維持者と特別養子縁組をした特別養子 ※【対象期間】に特別養子縁組した方に限ります。	特別養子縁組の確定証明書、戸籍抄本 等、縁組した日及び生計維持者の氏名が記載されたもの

【対象期間】について

下表の（今あなたがおこなっている）手続きにより、当てはまる期間を確認してください。

手続き		対象期間
2024年度以前の申込者	2025年4月判定	2024/1/1 (※) ~ 2025/3/31
在学採用（一次・二次）の申込者	申込：2025年4月～6月	2024/1/1～2025/3/31
	申込：2025年9月～11月	2025/1/1～2025/8/31
家計急変採用の申込者	申込：2025年4月～9月	2024/1/1～2025/3/31
	申込：2025年10月～2026年3月	2025/1/1～2025/8/31
家計急変採用者の支援区分見直し	適用期間の始期：2025年4月～9月	2024/1/1～2025/3/31
	適用期間の始期：2025年10月～2026年3月	2025/1/1～2025/8/31

※家計急変採用者で、支援区分の適用期間が2024年9月以前に開始している場合は2023/1/1～。

ご記入いただいた情報は、在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、福井県及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。